



東日本大震災に伴う警察措置

1 福島第一原子力発電所周辺地域における警察活動

2 被災地における安全と秩序の確保、復興に向けた取組

平成28年3月 警察庁



東日本大震災の特徴

● 東日本大震災は、過去の災害とは全く異なる特有の状況



① 津波の甚大な被害が極めて広範囲にわたっており、行方不明者の捜索、被災地の復旧・復興は長期化



② 福島第一原子力発電所の事態収束までには相当の期間を要し、これまで経験したことのない様々な困難を伴う対応が必要



③ 津波により街全体が流されて家や職場を失い、被災者が各地に分散して避難することにより、従来の地域コミュニティが崩壊し、地域社会の犯罪抑止力が弱体化するおそれ



被災地への部隊派遣状況 ～ 阪神・淡路大震災との比較 ～



【平成28年3月11日現在】

被災地への特別派遣人員

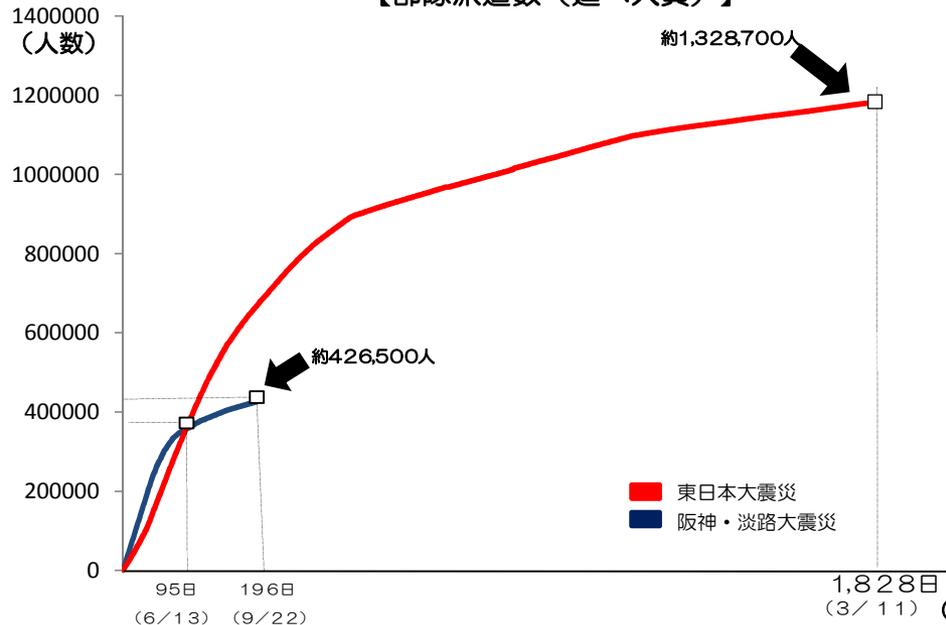
- 東日本大震災：約4,800人（最大時）
【派遣日数：1,828日間、延べ人員：約1,328,700人】
- 阪神淡路大震災：約5,500人（最大時）
【派遣日数：196日間、延べ人員：約426,500人】

行方不明者の搜索状況

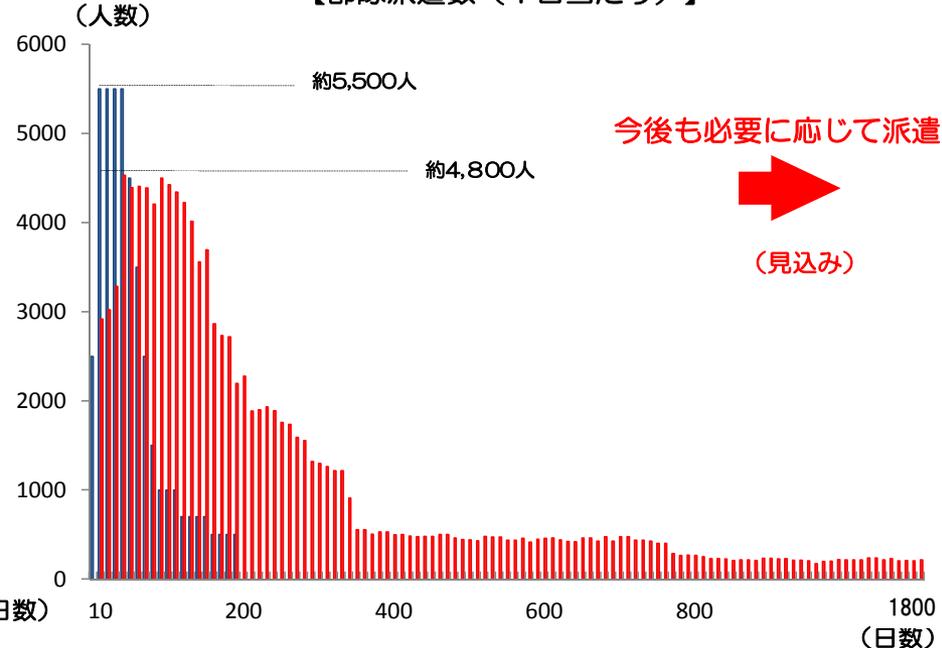
- 東日本大震災：行方不明者が2,561人
- 阪神淡路大震災：発災10日後に一斉搜索を実施
約1か月後に行方不明者が2人
54日後に最後の御遺体発見



【部隊派遣数（延べ人員）】



【部隊派遣数（1日当たり）】



→ 東日本大震災では、阪神・淡路大震災を超える大規模な部隊派遣を実施

① 事故発生時の初動措置

【 付近住民の避難誘導 】



平成23年3月12日以降、福島第一・第二原子力発電所の周辺地域において、圏外への避難が順次指示されたことに伴い、警察は、市町村と連携しつつ、圏内の住民を迅速に避難誘導しました。また、警察無線を最大限活用し、総理指示が確実に各自治体に伝達されるよう対応しました。

また、平成23年3月17日～21日、20～30km圏内にいて自力で避難することができない入院患者等545人を病院や介護施設から圏外に移送しました。

【 原子炉建屋への放水活動 】



福島第一原子力発電所の3号機が冷却機能を失い、原子炉建屋で水素爆発が起きたことを受け、平成23年3月17日、警察は、他の関係機関に先駆けて、使用済燃料プールへの地上からの放水を行いました。

この放水活動は、高い放射線量の中、本来は暴徒の鎮圧に使われる「高圧放水車」を転用するなど、極めて困難な任務となりましたが、警視庁機動隊の隊員は約44トンの水を放水し、一定量の注水を行うことに成功しました。

② 行方不明者の搜索（1）

避難指示区域の概念図

（平成27年9月5日時点）



出典：原子力災害対策本部資料（一部加工）

20～30km圏内

【 行方不明者の搜索 】



平成23年3月25日から、特別派遣部隊を行方不明者の搜索活動に投入し、多数の御遺体を収容しました。

【 御遺体の検視等 】

南相馬市内の遺体安置所（20～30km圏内）における検視等の状況



→ 当初、御遺体表面の放射線量が問題とされていましたが、御遺体の着衣を外せば高い放射線量が測定されることはなく、圏外に搬送できない御遺体は見受けられませんでした。

② 行方不明者の搜索（2）

10～20km圏内／10km圏内



【10～20km圏内】

- 平成23年4月7日から20km圏内の本格的搜索を初めて実施（約360人体制）。これまでに延べ人員約17,000人の警察官が活動に従事。

【10km圏内】

- 平成23年4月14日から約300人による搜索を実施。これまでに延べ人員約22,000人の警察官が活動に従事。
- 線量計や防護服を着用し、過酷な作業に従事。



③ 警戒区域・避難指示区域等の設定に伴う諸活動

【 警戒区域における検問・一時立入りの支援 】



警戒区域が設定された平成23年4月から平成25年5月までの間、警察では、関係者以外の者の立入禁止措置の実効性を確保するため、警戒区域外周において検問（市町村長発行の許可証や東京電力発行の通行証の確認等）を実施しました。

平成23年5月10日以降実施された警戒区域内への一時帰宅に際して、警察では、住民を乗せたバスをパトカーで先導したほか、立入区域周辺における警戒警らを実施しました。

【 合同パトロール 】



警戒区域が解除された現在でも、避難指示区域等において、旧検問場所における駐留警戒や関係自治体と連携した合同パトロール等を実施しています。

④ 原発周辺地域における治安維持活動

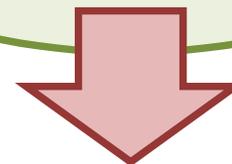
【 パトロールの強化 】



原発周辺地域における治安情勢

原発周辺地域においては、震災直後、空き巣を始めとする侵入窃盗が一時的に増加。

※警戒区域に一時立入した住民からも盗難被害等の申告



原発周辺地域における安全を確保するため、平成23年6月2日から約300人体制の特別警備隊を投入するなど、警戒体制の強化を行いました。警戒区域が解除された現在も、多数の警察官がパトロール等を実施しています。

【 金融機関等からの現金回収 】

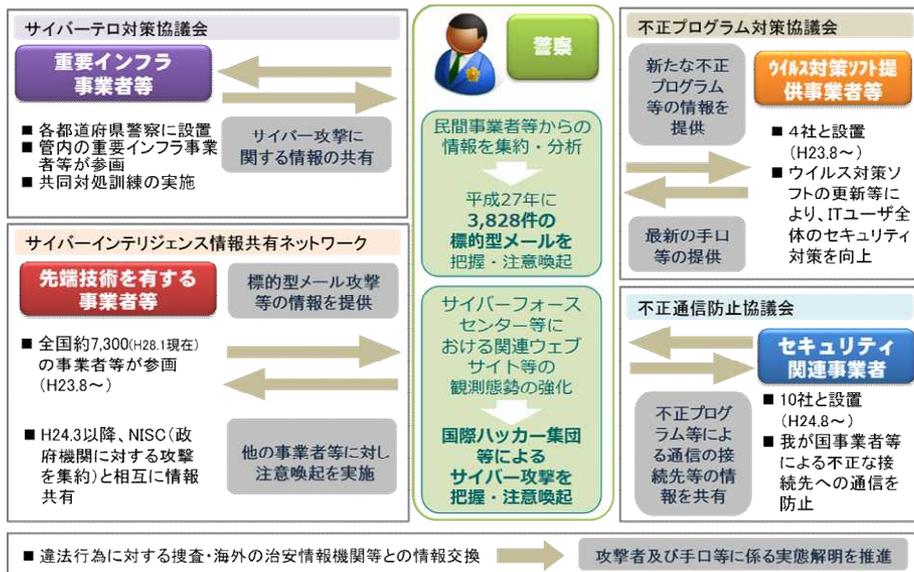
20km圏内に約80か所のATMがあることから、関係事業者に要請して金融機関等からの現金回収を行いました。

⑤ サイバー攻撃への対策

【 原発事故に関連したサイバー攻撃 】

件名	添付ファイル
福島原発最新状況	福島原発.doc
被災者の皆様、とくにお子さんをお持ちの被災者の皆様へ	放射線被ばくに関する基礎知識1.doc
被ばくに関する防護対策について	安定ヨウ素剤の服用量及び服用方法.xls
福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について	2号機取水口付近海水への流出イメージ図.pdf

【 対応策 】



原発事故に関する情報の提供を装った標的型メールが政府機関や民間企業に複数送付されていることが確認されました。

メールには、ウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムが仕込まれており、情報窃取の危険性があります。

警察では、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と情報共有ネットワークを構築し、標的型メールに関する注意喚起を行うことで情報窃取等の被害の未然防止・拡大防止に努めています。

また、サイバーフォースセンターによる不正プログラムの分析等を通じ、サイバー攻撃の実態解明を進めるとともに、これらの情報をウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、社会全体の情報セキュリティの向上に貢献しています。